

東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】

虐待から子どもたちを守るために

—地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて—

はじめに

- 関係諸機関の懸命な取組にもかかわらず、児童虐待の相談件数は増加
- 子どもたちを虐待から守るには、未然防止策の充実に取り組みむとともに、早期発見・早期対応から、子どもの社会的自立まで、あらゆるフェーズにおいて切れ目のない総合的な支援が必要
- 本審議会においては、地域において関係諸機関が全体として児童虐待防止に向けた対応力を強化するための具体的な施策の方向性を提言

第1章 児童虐待をめぐる状況

1 児童虐待の現状

(1) 相談件数の増加

- 都内の児童相談所と区市町村が対応した児童虐待の相談件数は年々増加

(2) 通告経路

- 通告経路としては、近隣・知人からが最も多く、次いで子ども家庭支援センター、家族、警察等の順
- 医療機関からの通告も増加。CAPSを設置している医療機関が増加しているという背景も

(3) 対応が困難なケースの増加

- 虐待相談件数の増加に伴い、親子を一時的に分離する一時保護ケースも増加
- 精神疾患を持つ保護者への対応や、重篤な身体的虐待や性的虐待により、保護者が逮捕されるケースなど、多方面の関係諸機関との連携なくしては対応できないケースが増加

2 児童虐待防止にかかる法制度等の経緯

(1) 法制度

- 虐待の定義、国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した場合の通告義務、区市町村の役割などが、法律上明確化
- 出頭要求、臨検・捜索など、児童の安全確保のための児童相談所の権限強化

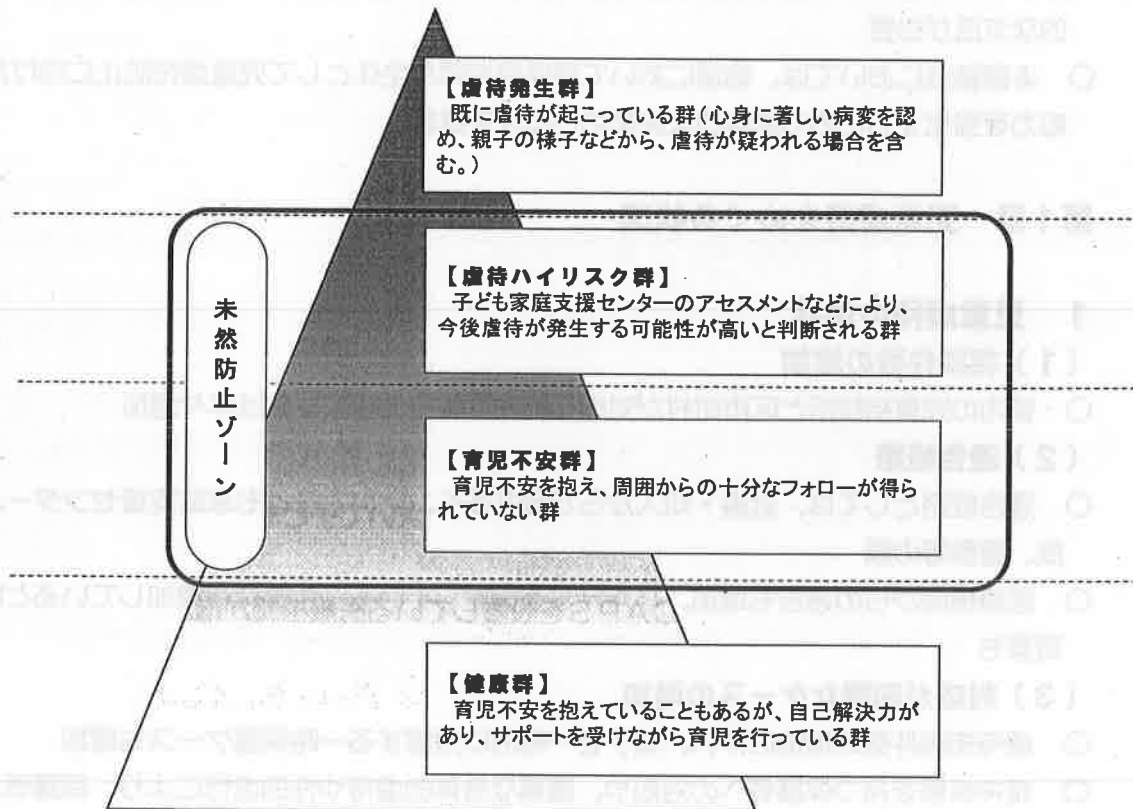
(2) 都における児童虐待対応の体制（児童相談所、子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会）

- 都では、児童相談所と子ども家庭支援センターが、地域の児童虐待対応の窓口として、虐待ケースに対応
- 多くの区市町村では、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の運営の中核となる「調整機関」に

第2章 地域・関係諸機関における取組と課題

1 虐待の早期発見・未然防止策について

- 未然防止に向け支援が必要と思われる家庭は、子ども家庭支援センターが行うアセスメントなどに基づき、今後虐待が発生する可能性が高いと評価した家庭（「虐待ハイリスク群」）と、育児不安を抱え、周囲からの十分なフォローが得られていない家庭（「育児不安群」）の二つの層に分けられると考えられ、それぞれのリスクのレベルに応じて支援の手法も変えていくことが必要



(1) 要支援家庭の早期発見に向けた取組

- 母子保健事業におけるポピュレーションアプローチの活用は、要支援家庭の早期発見に非常に有効
- 保育所や子育てひろば、一時預かりなど子育て支援サービスを提供する場合は、子どもや保護者からのSOSをキャッチする場ともなるが、現場の職員の中には通告等に躊躇するという声も

(2) 虐待の未然防止策

- 虐待ハイリスク群には、子ども家庭支援センターが家庭訪問などを積極的に行いながら、子育て支援サービスを活用して支援し、リスクを低減することが求められるが、子ども家庭支援センターに、こうした手法が組織的に蓄積されているとは言えない場合も
- 実施している子育て支援サービスの種類や規模は、区市町村ごとに相違
- 育児不安群については、子育て支援サービスを通じてフォローし、孤立化させないことが重要

- NPOが実施する様々な活動や、子育てママサークルなど、子育て中の保護者同士の支え合いが、子育て不安を抱える保護者への支援となることも

(3) ひとり親家庭への支援・女性福祉の視点からの支援

- ひとり親家庭では、保護者が一人で就業と子育てを担うなど、心身の負担感が大
- 都内に36か所ある母子生活支援施設では、入所した世帯の約3割が虐待を受けた経験有、約4割がDV被害の経験有

(4) 地域における理解促進

- 「虐待防止に向け、一人ひとりに何ができるのか」という視点を持ってもらうための啓発活動が必要であるが、その取組はまだ不十分

2 関係諸機関連携について一支援の隙間を生じさせない仕組みづくり

(1) 要保護児童対策地域協議会

- 民間団体を含めて地域全体での連携した取組を一層強化することが必要
- 協議会の「調整機関」である子ども家庭支援センターには、ケースマネジメントにかかる高い専門性が必要

(2) 児童相談所と子ども家庭支援センター

- 平成19年度に、虐待相談の対応に当たっての情報提供・援助要請・ケースの引き継ぎ等に関する基本ルール（児童相談所と区市町村間における「東京ルール」）を策定
- 現場においては、個別ケースのリスク評価や、援助方針の決定について、乖離が生じている状況も

(3) 医療・教育分野

- 都では、二次・三次医療機関に組織的対応を行うCAPSの設置を進めており、現在、都内約60の病院に設置
- 診療所には、日々の診察や健診の中で、医療機関としての知見を虐待対応につなげる重要な役割が
- 日常的に子どもと関わる学校は、虐待の早期発見やその後の支援にかかる役割が大

3 児童相談所と子ども家庭支援センターの機能の強化

(1) 児童相談所

- 都はこれまで、児童福祉司と児童心理司を増員するとともに、多方面からモチベーションの高い人材の確保に努めてきたが、今後もより一層、児童福祉に熱意のある職員を多方面から確保し、育成していくことが重要
- 重篤な身体的虐待や性的虐待など、事件化を考慮すべきケースも増加しており、警察機関とのさらなる連携強化が必要
- 医療機関からの通告が増加する中、児童相談所側にも医学的な知見が求められるが、保健・医療分野の専門職員が不足

- 新任の児童福祉司と児童心理司は、高い専門性を短時間で身につけ能力を発揮することが必要

(2) 子ども家庭支援センター

- 子ども家庭支援センターは自治体によって開設時期が異なり、組織体制や職員の経験年数なども異なることから、虐待への対応力には区市町村間で少なからず差異が見られる状況にあり、全体のレベルアップが必要
- 子ども家庭支援センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、各関係諸機関の連携の要となる機能を担っており、協議会運営のマネージメント力などが求められることから、職員には相談援助や関係諸機関の調整にかかるスキルアップが重要

第3章 地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けた提言

1 地域における未然防止策の充実、要支援家庭の早期発見・支援策の推進

【提言1】母子保健サービス等を通じた要支援家庭の早期発見・支援の充実

- 区市町村では、乳幼児健診等を通じてスクリーニングを行い、要支援家庭を早期に見つけて、地域の支援や要保護児童対策地域協議会につなぐ取組を行っており、都は引き続きこうした取組の推進を支援すべき
- 早期発見の取組を充実するため、新たに、妊娠届出や妊婦健康診査の受診促進や、予防接種未接種者の把握とフォローなどを区市町村が進められるよう、包括補助事業等を活用して支援することが必要
- さらに、都は、各区市町村での取組状況の実態を把握した上で、研修等を通じ、要支援家庭・特定妊婦の早期発見・支援にかかる取組の先進事例を広く紹介し、他の地域での取組を促進することも必要

【提言2】在宅の要支援家庭（虐待ハイリスク群）への介入的支援の充実

- 子ども家庭支援センターがハイリスク群に効果的にアプローチし、虐待の未然防止を図れるよう支援するため、都は、支援につながらない実際の事例などを評価・分析し、「最適な子育て支援サービスを組み合わせながら、継続的に支援を行い、虐待の未然防止を図る」ためのモデルプランを新たに作成するとともに、これを他の区市町村に還元することなどが必要

【提言3】育児不安群への支援の充実

- 地域で様々な子育て支援サービスを担う職員が、育児不安群の家庭を把握した場合は、各々のサービス提供を通じて、保護者に寄り添い、孤立させないよう、支援に努めるべき
- 地域における子育て支援サービスの担い手の裾野を広げることも重要

【提言4】ひとり親家庭への支援の充実

- ひとり親家庭に対しては、生活上の課題が多く、地域から孤立しやすいという特性を理解した上で、サービスの充実を図り、支援につなげていくことが重要

- 母子生活支援施設に入所する母子については、虐待やDVを経験した者も多く、専門的なケアが必要であることから、親支援プログラムの実施や、精神科医によるスーパーバイズの導入など、施設におけるケアの充実を図ることが必要

【提言5】児童虐待防止の普及啓発の強化

- 都民一人ひとりが、「児童虐待は、どの子育て家庭でも起こりうるものだ」との意識を持ち、日頃から、地域全体で子育て家庭を見守り、どの家庭も安心して子育てができる社会をつくることが重要であり、都はあらゆる機会を通じて普及啓発を図るべき

2 地域の関係諸機関連携の強化による支援体制の充実

【提言1】隙間のないネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の強化）

- 構成機関については、子育て支援サービスに関わるNPO等民間団体や地元の病院、ひとり親福祉・女性福祉部門、母子生活支援施設など、様々な機関・団体の参加を得られるよう努めていくべき
- 児童相談所は、個別ケース検討会議への参加を通じて、関係諸機関調整や会議運営のマネージメントへの助言を行うなど、引き続き、子供家庭支援センターへの支援を行うべき

【提言2】児童相談所と子ども家庭支援センターの協働体制の強化

- 「東京ルール」の運用を円滑に行い、児童相談所と子ども家庭支援センターが、今後一層、緊密な連携を図るため、ケースにかかる見立てや判断についての共通認識を持てるよう、両者で共有できるガイドラインを新たに作成すべき
- また、都は、子ども家庭支援センターと児童相談所との演習型の共同研修の内容充実に努めるとともに、各区市町村が子ども家庭支援センターや保健センター等、児童虐待対応に携わる職員を対象とした合同研修を行う際に資するよう、研修実施にかかる支援を行い、資質の向上と連携強化を図るべき

【提言3】医療、教育部門の対応力強化と相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）との連携強化

- 二次・三次医療機関では、CAPS設置により組織的な対応が可能となり、虐待対応がより適切に行えることから、都は、設置について引き続き、強く働きかけを行うことが必要
- 診療所に対しては、都は、地域の医師会・歯科医師会への巡回型の研修を継続するとともに、医師会などが開催する研修会については、児童虐待をテーマとする研修の実施などを働きかけることが有効
- 公立学校では、教員向けの「児童虐待防止研修セット」（都教育委員会作成）等を活用し、児童虐待の早期発見と発見後の適切な対応について理解を深めていくことが重要

3 相談援助部門（児童相談所、子ども家庭支援センター）の機能強化

(1) 児童相談所

【提言1】総合力のさらなる向上に向けた人材育成の強化

- 新規採用職員に対して任官前・任官後のそれぞれの時期において、OJT、Off-JTを効果的に組み合わせた研修体系を有する国の家庭裁判所調査官の養成課程などを参考に、研修体系の再構築、演習型研修の充実、外部講師の活用を図るなど、研修を質・量ともに充実させるべき
- 研修では、豊富な経験を有する児童福祉司・児童心理司のOBを講師として新たに任用し、活用していくことも有効

【提言2】ノウハウ等を有する人材の登用と効率的な組織運営の検討

- 児童相談所の体制強化に当たっては、引き続き庁内公募を実施するほか、福祉職の採用や、児童福祉分野の一定の知識・キャリアを有する者の採用など、多様な確保策を組み合わせ、計画的・継続的に増員していくことが必要
- 重篤な身体的虐待や性的虐待など、警察の捜査等事件化が必要となるケースが増えていることから、警察で経験のある者を各児童相談所に配置し、虐待対応力の強化を図るべき（平成23年8月31日付け児童福祉審議会緊急提言）
- 児童相談所において、保健・医療面に精通した職員を医療連携専門員（保健師）として配置し、保健・医療機関との連携強化を図るべき（同緊急提言）

【提言3】児童福祉司・児童心理司の体制強化

- 児童相談所に求められる役割は、今後ますます重要になることから、児童福祉司、児童心理司は、今後も引き続き、増員を図るなど体制強化を検討すべき

(2) 子ども家庭支援センター

【提言1】虐待対応力強化のためのさらなる体制強化

- 都は、子ども家庭支援センターの職員向けに虐待対応の基本的な知識、スキルを学ぶ基礎研修はもとより、実践力向上のための演習型研修などを行うほか、子供家庭総合センターで実施予定の家族再統合事業における具体的な援助方法を習得できるスキルアップ研修などを行い、地域の総合的な対応力向上を図るべき

おわりに

- 児童虐待の防止は、一部の機関の取組のみで対応できるものではなく、各分野の関係諸機関が、それぞれの役割を果たしながら、切れ目のない支援体制を構築し、総合的な対応力を発揮すべき
- それぞれの諸機関が、自らの役割を自覚し、当事者意識を持って、支援の充実に努めることが必要
- 本審議会で提言した内容については、その実現に向けて早期に検討し、具体化を図るとともに、長期的な取組が必要な課題についても、着実に進めていくべき
- 今後、子どもと家庭の状況や社会環境が大きく変化している状況を踏まえ、社会的養護の方向性について検討することを要望